

大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「事業者」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「提供者」という。）に対し、その経済的負担の軽減を図り、もって骨髄バンク事業の利用促進を図ることを目的として、予算の範囲内において大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、大和郡山市補助金交付要綱に定めるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(対象者)

第2条 助成金交付の対象となる者は、提供者のうち次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業者が実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了している
- (2) 骨髄等を提供した日において、大和郡山市内に住所を有している
- (3) 他の自治体が実施する本要綱と同様の趣旨の助成金等を受けていない
- (4) 市税の滞納がない

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供に係る通院及び入院等のうち次の各号に掲げるものに要した日数（骨髄等の採取に際して生じた健康被害に係る通院及び入院に要した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に定めるもののほか、骨髄等の提供に際し事業者又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

2 前項の額は、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（兼同意書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に、事業者が発行した骨髄等の提供を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、当該骨髄等の提供の日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに申請の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付又は不交付を決定したときは、大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第6条 申請者は、助成金の交付が決定されたときは、速やかに大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日以降に骨髄等の提供を行った者に適用する。

大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（兼同意書）

大和郡山市長 様

（申請者＝提供者）住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号 — —

大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金について、大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記の事項について誓約し、交付を申請します。

記

1. 申請内容

助成金申請額				円
骨髄等を提供した日の住所 (申請時の住所と異なる場合)		大和郡山市		
骨髄等の提供日		年 月 日		
交付対象日	骨髄等の提供に係る	通院等の日		
		入院期間	年 月 日～	年 月 日
	合計日数		日	
誓約事項	(1) 私は、今回の提供に対して、他の自治体が同様の趣旨で実施する助成金等を受けていません。 (2) 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。			

2. 同意

- (1) 私は、必要があるときは、私の居住地及び市税の納付状況について、関係部署に対し、必要最低限の情報を市が確認することに同意します。
- (2) 私は、必要があるときは、公益財団法人日本骨髄バンク及び医療機関に対し、申請内容の確認のために市が照会することに同意します。

申請者氏名 _____ 印

3. 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する証明書
- (2) その他必要となる書類

様

大和郡山市長 印

大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金については、大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 助成金の名称 大和郡山市骨髄移植ドナー支援事業助成金
2. 交付の可否 交付 ・ 不交付
3. 交付の場合、交付決定額 金 円
4. 不交付の場合、その理由

年 月 日

大和郡山市骨髓移植ドナー支援事業助成金請求書

大和郡山市長 様

請求者 住所

氏名

印

標記の助成金について、以下のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 振込先

銀行・信用金庫・農協		本店・支店・出張所
普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

※口座名義は、請求者（申請者）のものであること。